

<政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するもの 記載例> (（後援会の規約の例）政治団体内部で決定した内容を記載してください。)

別紙2

あおもり花子 後援会規約

第1条（名称・所在地）
本会は、**あおもり花子** 後援会と称し、主たる事務所を **青森県青森市** に置く。

第2条（目的）
本会は、**青森 花子** 氏の政治活動を後援することにより、**県** 政の発展と **県** 民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）
本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1 講演会、座談会等の開催
2 会報等の発刊及び配布
3 関係諸団体との連携
4 その他本会の目的達成のために必要な事業

第4条（会員）
本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条（役員）
本会に次の役員をおく。
会長 1名
副会長 2名
幹事 若干名
会計責任者 1名
監事 2名

第6条（役員を選出及び任期）
1 役員は、総会において選出する。
2 役員は任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条（会議）
1 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ、臨時総会を招集する。
2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条（経費）
本会の経費は、会費（年額 **3,000**円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）
1 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）
本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）
本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則
本規約は、平成**△△**年 **8**月 **1**日から実施する。

（注意）
これは、後援会の場合の見本であり、様式は必ずしもこれによる必要はありませんが、以下の事項は必ず定めてください。
①名称及び所在地に関する規定 ②目的に関する規定（後援会の場合は、被後援者の氏名の明記、非後援団体の場合は、政治目的であることが明確に分かる内容） ③会計年度に関する規定 ④規約の実施年月日に関する規定（附則）

<政治団体の名称>

政治団体設立届に記載している名称と一致している必要があります。

<主たる事務所の所在地>

政治団体設立届に記載している所在地と一致している必要があります。なお、主たる事務所が所在する市町村名のみ記載としても結構です。

<政治団体の目的>

後援会の場合、支援又は推薦する候補者を定めておく必要がありますので、被後援者の氏名を明記してください。

<事業>

行うこととしている事業を記載してください。

<役員、役員を選出及び任期>

これはあくまで記載例ですので、必ずしもこのとおりの役職、人数である必要はありません。また、選出方法、任期についても、このとおりである必要はありません。

<経費>

後援会が定めた会費の額を記載してください。

なお、法人その他の団体が、政治団体（政党・政治資金団体を除く。）の規約に定める会費を支払った場合、それは「寄附」とみなされる（法第5条第2項）こととなっており、禁止されています。（法第21条第1項）

<会計年度及び会計監査>

収支報告書には、毎年1～12月までのすべての収入及び支出について記載することになっていますので、会計年度は1～12月までとしてください。

<附則>

・「政治団体設立届」における「組織年月日」、「選任年月日」と一致している必要があります。

<注意>

- ・ この記載例は、後援会の場合の見本です。政治団体の目的、事業内容、役員構成等については、各政治団体において定めてくださるようお願いいたします。
- ・ この記載例によらない場合でも、①名称及び所在地に関する規定、②目的に関する規定（後援会の場合は、被後援者の氏名の明記、非後援団体の場合は、政治目的であることが明確に分かる内容）、③会計年度に関する規定、④規約の実施年月日に関する規定（附則）につきましては、必ず定めてください。

※ 会員、会議、規約の改廃及び補則については、上記に注意書きを付していませんが、各政治団体において適切に定めてくださるようお願いいたします。